

第48期

定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催
場所

東京都港区芝浦三丁目1番21号

msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階
TKPガーデンシティPREMIUM田町

- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役3名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

株主総会ご出席の株主さまへのお土産はございません。
何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

株式会社フォーカスシステムズ

証券コード：4662

証券コード 4662
2024年6月12日
(電子提供措置の開始日2024年6月5日)

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目7番8号

 株式会社フォーカスシステムズ

代表取締役社長 森 啓 一

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第48期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.focus-s.com/ir/library/meeting>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード「4662」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」「株主総会招集通知/株主総会資料」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご高覧のうえ、3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年6月26日午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております）

2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目1番21号
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階
TKPガーデンシティPREMIUM田町
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

3. 会議の目的事項

報告事項 第48期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役3名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご呈示くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当社定款第15条の規定に基づき、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する株主1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面（委任状）をご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。
 - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、事業報告の「会社の体制及び方針」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」を記載しておりません。なお、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの重要な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権のご行使には以下の方法がございます。



株主総会に出席する方法

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本招集ご通知をご持参ください。

株主総会開催日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



郵送（書面）により 議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。

議決権行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時45分到着分まで



インターネット等により 議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

議決権行使期限

2024年6月26日（水曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇株式会社 御中

XX 番

XXXXXXXXXX月XX日

見本

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトに
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇株式会社

お願い

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

第1、2号議案

- ▶ 賛成する場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対する場合：「否」の欄に○印

第3、4号議案

- ▶ 全員に賛成する場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 全員に反対する場合：「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者を「賛」の欄に○印をし、反対する場合、対する候補者の番号をご記入ください。

インターネット等と書面の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

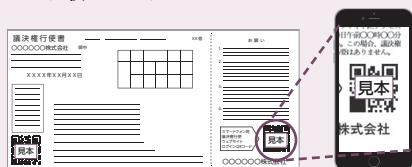
インターネット等による議決権行使のご案内



QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

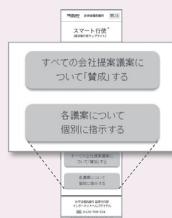
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。



議決権行使コード・パスワード を入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

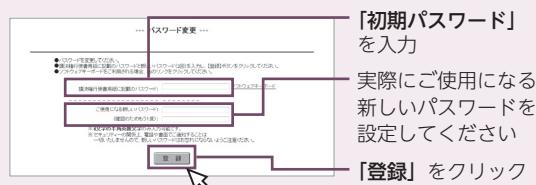
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネット
ヘルプダイヤル

0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定的な配当継続の方針に基づき、当期の業績に応じた利益還元を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金32円（普通配当32円）
（ご参考）中間配当を含めた年間配当金は、1株につき金38円となります。
総額483,432,960円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

経営体制の充実強化に備えるため、次のとおり変更するものであります。

- (1) 取締役の員数を10名以内から15名以内に増員するため、現行定款第17条（員数）を変更するものであります。
- (2) 取締役副会長を新設するため、現行定款第21条（代表取締役および役付取締役）の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(員数) 第17条 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。	(員数) 第17条 当社の取締役は <u>15</u> 名以内とする。
(代表取締役および役付取締役) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第21条 (現行どおり) 2 取締役会の決議によって、取締役会長、 <u>取締役副会長</u> 、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役8名のうち、森啓一、瀬尾勘太の2氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p>もり けいいち 森 啓一 (1963年9月3日生)</p> <p>再任</p> <p>取締役在任年数 (本総会終結時) 18年</p> <p>所有する当社株式数 266,300株</p>	<p>1989年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社 1995年8月 吉田税務会計事務所入所 1998年10月 当社入社 2002年4月 当社経理部長 2005年4月 当社経営管理部長 2006年4月 当社管理本部長兼経営企画室長 2006年6月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長 2009年6月 当社常務取締役管理本部長兼経営企画室長 2011年4月 当社代表取締役社長（現任） 2023年2月 公益財団法人鯉淵学園代表理事理事長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 公益財団法人鯉淵学園代表理事理事長</p>

【取締役候補者の選任理由】

森啓一氏は、長年にわたる経理部門及び経営管理部門における業務経験並びに当社代表取締役社長としての経営経験を豊富に有しており、社長就任以降、当社業績の飛躍的な向上に寄与する等、当社の成長プロセスにおいて重要な役割を担ってまいりました。今後も引き続き同氏の経験・能力を経営に活かすことが適切であると考え、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	せ お さだたか 瀬尾 勘太 (1973年2月19日生) 再任 社外 独立 取締役在任年数 (本総会終結時) 6年 所有する当社株式数 0株	1996年4月 瀬尾師也税理士事務所入所 2001年2月 株式会社ビジネス・アソシエイツ入社 2003年9月 瀬尾師也税理士事務所入所 2013年6月 瀬尾勘太税理士事務所所長 (現任) 2018年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 瀬尾勘太税理士事務所所長

【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】

瀬尾勘太氏は、税理士として培われた会計・税務・財務に関する高度な専門知識及び経験を有しており、取締役会に対する適切な助言・監督を行っております。また、当社の報酬諮問委員会委員長として、客観的かつ中立的な立場で取締役報酬にかかる重要事項の決定過程における監督機能を担ってまいりました。今後も取締役会の機能強化をはじめとするコーポレートガバナンスの向上を図るうえで、当社の経営に対し客観的且つ的確な提言を頂けると判断したことから、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

【独立性に関する事項】

同氏は、当社と利害関係のない独立した立場であり、また一般株主との利益相反のおそれのない独立した立場の社外取締役候補者であります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引続き独立役員とする予定であります。

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<p style="text-align: center;">あきやま えりか 秋山 エリカ (1964年12月31日生) (戸籍上の氏名：望月エリカ)</p> <p style="text-align: center;">新任 社外 独立</p> <p style="text-align: center;">所有する当社株式数 0株</p>	<p>1989年4月 東京女子体育短期大学体育実技助手 2010年4月 東京女子体育大学体育学部体育学科体育実技教授 2013年4月 東京女子体育大学体育学部体育学科体育実技教授兼 東京女子体育短期大学保健体育学科体育実技教授兼 児童教育学科体育実技教授 2015年5月 学校法人藤村学園評議員 2019年5月 学校法人藤村学園理事兼評議員（現任） 2020年4月 東京女子体育大学常任理事兼評議員（現任） 2023年4月 東京女子体育大学体育学部体育学科体育実技教授兼 東京女子体育短期大学保健体育学科体育実技教授兼 こどもスポーツ教育学科体育実技教授（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 学校法人藤村学園評議員 学校法人藤村学園理事 東京女子体育大学体育学部体育学科体育実技教授 東京女子体育短期大学保健体育学科体育実技教授 東京女子体育短期大学こどもスポーツ教育学科体育実技教授</p>

【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】

秋山エリカ氏は、教育者として長年にわたり教育、学校運営に従事する中で、人材育成・ダイバーシティ・健康スポーツ・リスクマネジメントに関する高度な専門知識及び経験を有しており、客観的な視点で当社の経営を監視・監督するのに適任であると判断しております。同氏が選任された場合には、独立した立場から特に人的資本経営に関する専門的見地に立った助言・提言等により、当社の成長に貢献いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

【独立性に関する事項】

同氏は、当社と利害関係のない独立した立場であり、また一般株主との利益相反のおそれのない独立した立場の社外取締役候補者であります。同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出る予定であります。

(注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料を全額負担しております。各取締役候補者の選任が承認された場合、当社が締結している役員等賠償責任保険の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要等は、事業報告「4. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであり、次回更新時には同内容で契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役七井孝司氏、中村清司氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名等	略歴、地位及び重要な兼職の状況
1	<p>たか はし いさお 高 橋 功 (1963年4月16日生)</p> <p>新任</p> <p>所有する当社株式数 4,600株</p>	<p>1987年4月 山一証券株式会社入社 1998年5月 NTTデータソリューション株式会社（現株式会社NTTデータ・アイ）入社 2001年7月 当社入社 2005年6月 当社経営管理部人事管理部長 2007年4月 当社管理本部総務人事部長 2008年4月 当社管理本部総務部長 2013年4月 当社IR・広報室長 2018年4月 当社管理本部総務部IR・広報担当部長 2020年4月 当社IR・広報室担当部長 2021年4月 当社内部監査室長 2024年4月 当社内部監査室担当部長（現任）</p>

【監査役候補者の選任理由】

高橋功氏は、人事・総務・IR・内部監査部門等の要職を歴任し、長年にわたる経営管理部門における業務経験を通じて、当社・当業界への幅広い知見を有しております。これらの実績と経験に基づき監査役に適切な人材と判断し、監査役候補者といたしました。

候補者番号	氏名等	略歴、地位及び重要な兼職の状況
2	まつばらようこ 松原陽子 (1966年1月21日生) 新任 社外 独立 所有する当社株式数 0株	1992年9月 KPMGピートマーウィック株式会社（現KPMG税理士法人）入社 1993年6月 医療法人駒生内科クリニック監事（現任） 2000年11月 松原陽子税理士事務所所長（現任） （重要な兼職の状況） 医療法人駒生内科クリニック監事 松原陽子税理士事務所所長

【社外監査役候補者の選任理由及び期待される役割】

松原陽子氏は、税理士として培われた会計・税務・財務に関する高度な専門知識及び経験を有しており、客観的な視点で当社の経営を監視・監督するのに適任であると判断しております。同氏が選任された場合には、独立した立場から主に財務健全性・内部統制に関する専門的見地に立った助言・提言等により、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保に貢献いただくことを期待し、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

【独立性に関する事項】

同氏は、当社と利害関係のない独立した立場であり、また一般株主との利益相反のおそれのない独立した立場の社外監査役候補者であります。同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料を全額負担しております。各監査役候補者の選任が承認された場合、当社が締結している役員等賠償責任保険の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要等は、事業報告「4. 会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであり、次回更新時には同内容で契約を更新する予定であります。

(ご参考) スキル・マトリックス

当社取締役会は、中長期的かつ持続的な成長戦略を策定・遂行するにあたり、取締役会の実効性を高め、その責務を果たすために、各取締役及び各監査役の実績・経験・能力が相互に補完されるよう、バランスを十分配慮した構成としております。

本総会において、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、各取締役及び各監査役が保有している知識・経験のうち特に期待されるものは以下のとおりであります。

氏名	属性	現在の当社における地位及び担当	当社が特に期待するスキル・専門性 (最大4項目)									
			企業経営	戦略/企画	営業 マーケティング	研究開発	専門技術 品質	財務/会計	人材マネジメント	法務 ガバナンス リスクマネジメント	サステナビリティ	
取締役	森 啓一	代表取締役	○						○	○	○	
	三浦 宏介	代表取締役 ガバナンス委員会 委員長	○		○			○			○	
	室井 誠	専務取締役		○	○	○	○					
	後藤 亮	常務取締役 サステナビリティ委員会 委員長							○	○	○	○
	鈴木 隆博			○		○	○					○
	山口 寿彦	社外 独立 指名諮問委員会 委員長								○	○	
	瀬尾 勲太	社外 独立 報酬諮問委員会 委員長							○	○	○	○
	荒谷真由美	社外 独立 女性								○	○	
	秋山エリカ	社外 独立 女性		○						○	○	○
監査役	吉野 充			○	○			○				
	高橋 功				○			○	○		○	
	杉山 昌宏	社外 独立		○	○			○			○	
	松原 陽子	社外 独立 女性							○			

以上

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、円安や物価上昇等が進む中、足踏みも見られるものの、景気は緩やかに回復しております。

また、世界経済は一部地域において弱さが見られるものの、持直しておりますが、世界的な金融引締めや物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等による下振れリスクの高まりにも注意する必要があります。

情報サービス業界におきましては、産業を問わずデジタル化・リモート化を前提にクラウド化・仮想化へと徐々にシフトしています。更には、ロボティクス・IoT・AI・6G等IT活用、情報セキュリティの重要性が刻々と増しています。また、特に各種先端技術・プロジェクト管理を担う人材の増強は、これまでに以上に事業成長を左右する重要な要素となっています。

このような状況の中、当社は、「中期経営計画24-26」で掲げた「発展・利益・還元サイクルの強化」達成に向け、各種施策を進めております。

業績面では一次請け不採算案件が生じたものの、主に公共関連全体及び民間の大規模請負案件並びにインフラ事業が利益を押し上げ、前年同期比大幅減益で始まった期首から大幅な回復を実現しました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高31,509百万円（前事業年度比8.2%増）、営業利益1,974百万円（前事業年度比4.2%増）、経常利益1,971百万円（前事業年度比3.2%増）、当期純利益1,406百万円（前事業年度比1.1%増）となり、売上高・各利益共に過去最高を更新しました。

セグメントごとの業績を示すと、次のとおりであります。

(公共関連事業)

公共関連事業では、主な最終ユーザーが官公庁及び地方自治体となるマイナンバー関連システム、財務システム、貿易システム、航空管制システム、自動車関連システム、社会保険・健康保険・年金に関するシステム等、社会インフラのシステム実現に向けた提案・設計・製造・試験からシステム稼働後の運用・保守に至るまで、総合的な技術支援を行っております。

当セグメントにおきましては、社会保険・自動車関連を筆頭に、医療・マイナンバー等を含む幅広い既存プロジェクトにおける着実なプロジェクト進行により、利益を上げました。

その結果、売上高は9,646百万円（前年同期比13.7%増）、セグメント利益（営業利益）は1,773百万円（前年同期比25.2%増）となりました。

(エンタープライズ事業)

エンタープライズ事業では、主に法人企業の基幹業務システム・Webアプリケーション・クラウドアプリケーションの開発、ネットワークインフラ設計・構築、RPAソリューション、付随する運用・保守、ICTに係るコンサルティングを行っております。

当セグメントにおきましては、ネットワーク・インフラが引き続き堅調に事業規模を拡大した一方で、一部基幹業務システムの開発案件のトラブル対応に伴うコストが増加しました。

その結果、売上高は8,486百万円（前年同期比8.5%増）、セグメント利益（営業利益）は824百万円（前年同期比9.2%減）となりました。

(広域ソリューション事業)

広域ソリューション事業では、東京・名古屋・大阪地域における、通信制御・組込み・法人企業及び行政機関向けの各システム開発、AIソリューション、付随する運用・保守、ICTに係るコンサルティングを行っております。

当セグメントにおきましては、ローコードを用いた開発案件による収益が増加した一方で、発生した不採算案件に伴うコストが大幅に増加しました。

その結果、売上高は5,465百万円（前年同期比4.4%増）、セグメント利益（営業利益）は114百万円（前年同期比82.4%減）となりました。

(イノベーション事業)

イノベーション事業では、法人企業向けのインフラ設計・構築、メインフレーム業務、システム開発、付随する運用・保守、IoT及び情報セキュリティ分野における自社製品の製造・ソリューション提供を行っております。

当セグメントにおきましては、主に今期納品の大規模請負案件が利益を大きく押し上げると共に、インフラ設計・構築等の既存プロジェクトが引き続き堅実に成長しました。

その結果、売上高は7,912百万円（前年同期比4.3%増）、セグメント利益（営業利益）は1,078百万円（前年同期比42.5%増）となりました。

受注売上の状況は以下のとおりであります。

① 受注実績

セグメントの名称	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	受注高(千円)	受注残高(千円)	受注高(千円)	受注残高(千円)
公共関連事業	8,507,975	1,639,578	9,709,854	1,703,132
エンタープライズ事業	9,343,776	2,542,687	8,528,853	2,585,058
広域ソリューション事業	5,248,073	924,337	5,489,652	948,976
イノベーション事業	7,610,695	1,363,915	7,940,330	1,392,082
合計	30,710,522	6,470,517	31,668,690	6,629,249

② 売上実績

セグメントの名称	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
公共関連事業	8,481,098	29.1	9,646,300	30.6
エンタープライズ事業	7,824,173	26.9	8,486,482	26.9
広域ソリューション事業	5,232,207	18.0	5,465,012	17.4
イノベーション事業	7,586,552	26.0	7,912,163	25.1
合計	29,124,032	100.0	31,509,959	100.0

(2) 対処すべき課題

ＩＴ利活用の更なる普及・拡大により、企業や生活者とＩＴとの関わり方はより一層の多様化が進むことが予想されます。また、インフレ圧力の上昇やＩＴ人材の獲得競争の激化に伴い、人件費は高まる傾向にあります。当社は従業員をかけがえのない経営資源としており、高い付加価値を維持発展させる人的資本投資、個の力を発揮できる職場改革等を進め、企業価値の向上に努めてまいります。

また、各セグメントにおける主な課題は、以下のとおりであります。

公共関連事業においては、比較的景気変動に強い事業セグメントではありますが、景気後退及び世界情勢の変動に伴いＩＴ予算の縮減等影響を受ける場合があります。また、アジャイル及びローコード・ノーコード並びにオフショア等開発手法の多様化により、公共分野における競争が想定以上に進んだ場合には、成長の鈍化を招くおそれがあります。競争力を維持向上するため、先進技術者やマネジメント人材の確保及び育成により、これまで以上に強靱な組織体制を創り上げてまいります。

エンタープライズ事業においては、主となる顧客の多くが法人企業であり、また新規一次請け案件も多いため、失注案件やトラブルによる不採算案件が増加することにより、事業計画を余儀なく変更するおそれがあります。一次請け案件に対応できないことによる成長鈍化を回避するため、マーケティング機能構築や営業力強化、マネジメント人材確保が最重要課題であることから、中長期的な視点で課題解決に必要な投資を積極的に実施してまいります。

広域ソリューション事業においては、顧客の経営環境が悪化した場合、案件の縮小・延期・中止等により事業計画を余儀なく変更するおそれがあります。競合他社との競争激化、システム開発市場の変動等により、強みとする分野においても成長が鈍化するおそれがあります。リスク対策に資する独自の広域な事業ポートフォリオを最適化し、より安定的に一次請け案件を増やすことで利益率向上に繋げる挑戦を続け、プロジェクトマネジメントを遂行できる人材育成・組織的なプロジェクト管理等に注力してまいります。

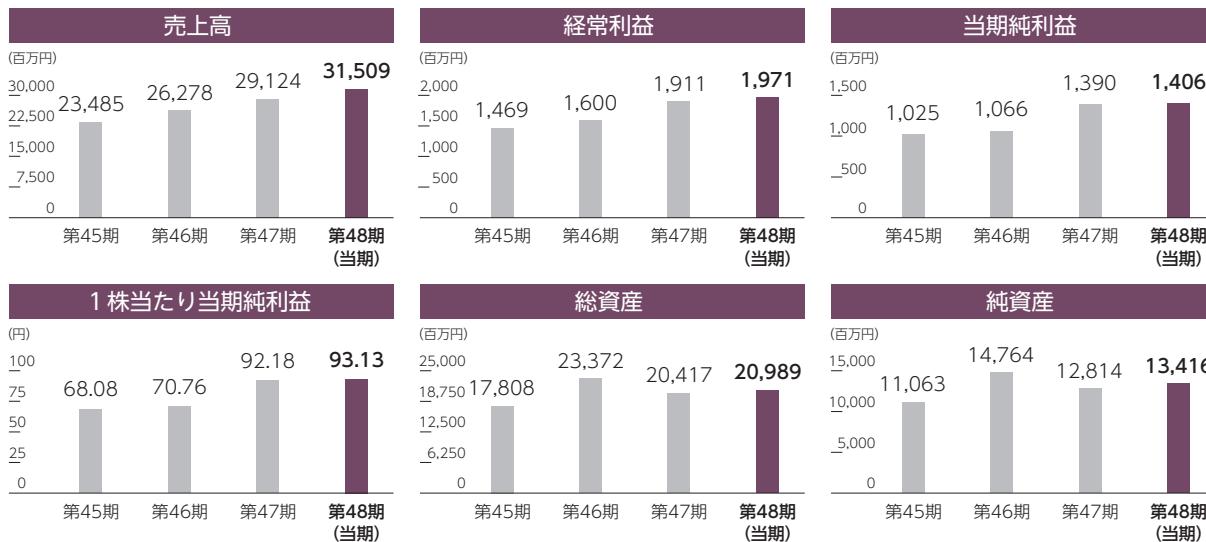
イノベーション事業においては、特定顧客との強固なパイプが当セグメントにおける安定的な収益基盤となっております。他方で、その依存度が比較的高いことから、特定顧客の事業方針変更や業績不振等の影響を受けるおそれがあります。顧客の事業成功に伴走する形で確かな信頼を得ることにより、強固な事業基盤の構築に努めてまいります。依存度軽減に向けた新規顧客の開拓のほか、暗号・電子透かし・ビーコン・指向性受信機等、自社製品の拡販に伴う自社ブランド強化にも注力してまいります。

これらの取組みによって、より強固な顧客基盤を拡大し、より盤石な経営体制を整え、将来にわたり安全・安心な社会作りに貢献してまいります。

- (3) 資金調達の様況
該當事項はありません。
- (4) 設備投資の様況
重要な設備投資はありません。
- (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況
該當事項はありません。
- (6) 他の会社の事業の譲受けの様況
該當事項はありません。
- (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況
該當事項はありません。
- (8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況
重要な該當事項はありません。
- (9) その他株式会社の現況に関する重要な事項
該當事項はありません。

(10) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第45期 (2021年3月期)	第46期 (2022年3月期)	第47期 (2023年3月期)	第48期(当期) (2024年3月期)
売 上 高 (千円)	23,485,572	26,278,513	29,124,032	31,509,959
経 常 利 益 (千円)	1,469,416	1,600,986	1,911,499	1,971,943
当 期 純 利 益 (千円)	1,025,054	1,066,537	1,390,716	1,406,501
1株当たり当期純利益 (円)	68.08	70.76	92.18	93.13
総 資 産 (千円)	17,808,388	23,372,735	20,417,191	20,989,592
純 資 産 (千円)	11,063,631	14,764,312	12,814,124	13,416,650



- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第46期の期首から適用しており、第46期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(12) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

① 通信・公共分野でのシステムインテグレーション事業

② システムの根幹を支えるITサービス事業

③ 情報化社会の健全化を担う情報セキュリティ事業

(13) 主要な拠点等 (2024年3月31日現在)

本 社・・・・・・・・・・東京都品川区

大阪支社・・・・・・・・・・大阪府大阪市中央区

名古屋オフィス・・・・・・・・・・愛知県名古屋市中区

(14) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数 (名)
公共関連事業	414
エンタープライズ事業	303
広域ソリューション事業	281
イノベーション事業	249
全社 (共通)	96
合計	1,343

(注) 1.従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2.全社 (共通) は、総務、人事及び経理等の管理部門の従業員であります。

(15) 主要な借入先の状況

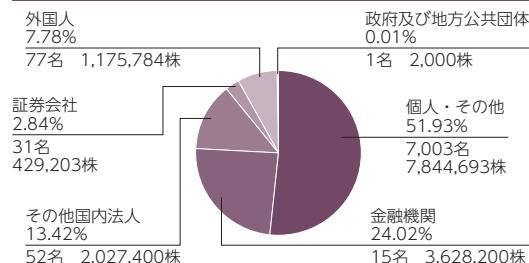
借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	953,384
株式会社みずほ銀行	457,345
株式会社横浜銀行	283,430
株式会社りそな銀行	223,286
株式会社三菱UFJ銀行	200,000
みずほ信託銀行株式会社	36,000

千円

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,292,942株
(自己株式1,185,662株を含む)
- (3) 株主総数 7,180名
- (4) 単元株式数 100株
- (5) 大株主

株式分布状況（自己株式を除く）



株主名	持株数 株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,594,700	10.55
株式会社FRONTEO	900,000	5.95
フォーカスシステムズ社員持株会	659,700	4.36
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	458,800	3.03
畑山 芳文	455,200	3.01
第一生命保険株式会社	400,000	2.64
株式会社三井住友銀行	340,000	2.25
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	311,800	2.06
森 啓一	266,300	1.76
三浦 宏介	236,900	1.56

(注) 当社は自己株式1,185,662株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
また、持株比率は自己株式を除外して計算しております。

- (6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2023年8月24日付で、取締役5名（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式13,800株の自己株式を交付しております。

- (7) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 啓 一	公益財団法人鯉淵学園代表理事理事長
代表取締役副社長	三 浦 宏 介	
専 務 取 締 役	室 井 誠	公共金融事業本部、公共法人事業本部、デジタルビジネス事業本部担当
常 務 取 締 役	後 藤 亮	管理本部担当 株式会社フォーカスインキュベート監査役
取 締 役	鈴 木 隆 博	ITソリューション事業本部、ITイノベーション第一事業本部、ITイノベーション第二事業本部担当 経営企画室長 株式会社フォーカスインキュベート取締役
取 締 役	山 口 寿 彦	
取 締 役	瀬 尾 勘 太	瀬尾勘太税理士事務所所長
取 締 役	荒 谷 真由美	古屋法律事務所弁護士
常 勤 監 査 役	七 井 孝 司	
常 勤 監 査 役	吉 野 充	
監 査 役	中 村 清 司	
監 査 役	杉 山 昌 宏	

- (注) 1.取締役山口寿彦氏、瀬尾勘太氏及び荒谷真由美氏は、社外取締役であります。
2.監査役中村清司氏及び杉山昌宏氏は、社外監査役であります。
3.取締役山口寿彦氏、瀬尾勘太氏、荒谷真由美氏及び監査役中村清司氏、杉山昌宏氏につきましては、東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出ております。
4.監査役七井孝司氏は、管理本部長として財務・会計・法務等を所管する部門のトップとしての経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、被保険者を当社取締役及び当社監査役とする役員等賠償責任保険契約を締結し、当社が保険料を全額負担しております。当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりであります。

① 補償地域及び保険期間

補償地域は日本国内、保険期間は2023年10月から2024年10月までの1年間であります。

② 補償対象及び免責事項

会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としております。現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。また、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用する役員等賠償責任保険契約では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

- 1) 役員が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- 2) 役員の犯罪行為又は役員が違法であることを認識しながら行った行為
- 3) 役員に報酬又は賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- 4) 役員が行ったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- 5) 違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

(4) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

① 報酬の額又はその算定方法の決定に関する基本方針

当期における当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針は、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会での審議を経て2021年10月25日の取締役会で決定しております。その概要は以下のとおりです。

1) 基本方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るため、中長期的な業績向上への貢献意欲を高めることを目的とする報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、基本報酬としての取締役報酬のほか、短期の業績連動報酬としての取締役賞与及び中長期的なインセンティブとしての意義を持つ譲渡制限付株式報酬により構成しております。また、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、高い独立性確保の観点から、業績との連動は行わず、基本報酬のみを支払うこととしております。

なお、取締役の報酬等の内容を決定する際は、その透明性及び公正性を高めるため、その原案を報酬諮問委員会へ諮問するものとし、取締役会はその審議・答申結果の内容を尊重したうえで最終的に決定するものとしております。

2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、2000年6月29日開催の当社第24期定時株主総会においてご承認いただいた報酬の限度額（月額30百万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない））の範囲内で、月例の固定報酬とし、役位、職責、貢献度並びに当社の業績等を考慮し、取締役会の決議において決定しております。

- 3) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
- (ア) 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標（中期経営計画に基づく各事業年度の営業利益の目標値）に対する達成度合いに応じて算出された額（総額）を取締役賞与として毎年株主総会に上程しております。また、各取締役への配分額に関しては、株主総会でご承認いただいた範囲内で、各取締役の業績に対する貢献度に基づき取締役会決議によって決定のうえ、毎年7月に支給しております。
- ・業績指標として営業利益を選定した理由
- 技術革新や市場環境の変化に柔軟に対応しつつ、当社事業における収益性向上による利益拡大の成果を客観的に評価するうえで透明性の高い指標と成りうることから中期経営計画において定めた目標を業績指標として採用しております。なお、当事業年度の営業利益に関しては事業報告「1. 会社の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。
- (イ) 非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまとの価値共有を図るため譲渡制限付株式とし、譲渡制限付株式報酬規程に基づき、毎年1回、取締役会決議を経て対象者に対して当社の普通株式による譲渡制限付株式を付与しております。当該株式においては、2020年6月29日開催の当社第44期定時株主総会においてご承認いただいた内容に基づき、払込期日から当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任又は退職する日までの期間について譲渡制限を設けることとし、対象取締役に対して付与することができる株式の数は年26千株以内、そのために会社が支給する報酬の総額は年額20百万円以内としております。対象取締役は、取締役会決議に基づき、本株式にかかる金銭報酬債権の全部を現物出資し、本株式の発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は、本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定しております。
- 4) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
- 当社の取締役（社外取締役を除く）報酬における種類別の割合については、当社の事業の状況並びに中長期的な業績向上に向けた各種施策を果敢に実行し続けられる水準を維持する観点から明確な定めは設定しておりません。
- 5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
- 取締役の個人別の報酬額の配分については、株主総会において承認された総額の範囲内において、報酬諮問委員会へ諮問するものとし、取締役会はその審議・答申結果の内容を尊重したうえでその決議に基づき決定するものとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (内、社外取締役)	233,557 (18,000)	219,624 (18,000)	－ (－)	13,933 (－)	8 (3)
監査役 (内、社外監査役)	23,040 (7,200)	23,040 (7,200)	－ (－)	－ (－)	4 (2)

- (注) 1.2000年6月29日開催の第24期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額30百万円以内、監査役の報酬限度額は月額4百万円以内と決議いただいております。なお、第24期定時株主総会終結時点での取締役の員数は7名、監査役の員数は3名であります。また、2020年6月29日開催の第44期定時株主総会において、上記とは別枠で、取締役に対する譲渡制限付株式支給に係る報酬総額を年額20百万円以内（発行又は処分をされる当社普通株式の総数は年26千株以内）とし、各対象取締役への具体的な配分については取締役会において決定することを決議いただいております。なお、第44期定時株主総会終結時点での取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。
- 2.非金銭報酬等は、当事業年度における譲渡制限付株式報酬の費用計上額を記載しております。

- ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
 取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬諮問委員会が決定方針と整合性を含めた多角的検討を行った結果、決定方針に沿うものであると判断しております。

- (5) その他会社役員に関する重要な事項
 該当事項はありません。

- (6) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・瀬尾勘太氏は、瀬尾勘太税理士事務所の所長を兼務しております。なお、当社と同税理士事務所との間には特別な関係はありません。
- ・荒谷真由美氏は、古屋法律事務所の弁護士を兼務しております。なお、当社と同法律事務所との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席回数	活動状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	山口 寿彦	[取締役会] 22/22回 [指名諮問委員会] 6/6回 [報酬諮問委員会] 5/5回	自衛官として組織の運営・管理に従事し、主にコーポレートガバナンス・組織体制・情報統制に関する深い知見を活かし、適切な監督機能を果たすことを期待しており、独立した立場と上記の知見に基づく客観的な視点で議案審議等に必要かつ的確な発言を行う等、重要な役割を果たしております。 なお、同氏は、取締役の選解任につき取締役会に答申を行う指名諮問委員会の委員長を務めております。
取締役	瀬尾 勘太	[取締役会] 21/22回 [指名諮問委員会] 6/6回 [報酬諮問委員会] 5/5回	税理士として培ってきた会計・税務・財務に関する高度な専門知識と経験を活かし、適切な監督機能を果たすことを期待しており、独立した立場と上記の知識・経験に基づく客観的な視点で議案審議等に必要かつ有意義な発言を行う等、重要な役割を果たしております。 なお、同氏は、取締役の報酬につき取締役会に答申を行う報酬諮問委員会の委員長を務めております。
取締役	荒谷 真由美	[取締役会] 22/22回 [指名諮問委員会] 6/6回 [報酬諮問委員会] 5/5回	弁護士として培ってきたコンプライアンス・リスクマネジメント・労務・ダイバーシティ等の専門的な知見・経験等を活かし、適切な監督機能を果たすことを期待しており、独立した立場と上記の知識・経験に基づく客観的な視点で議案審議等に必要かつ有意義な発言を行う等、重要な役割を果たしております。
監査役	中村 清司	[取締役会] 22/22回 [監査役会] 22/22回	IT業界において主に経営戦略・営業マーケティング等に関わってきたことによる幅広い見識で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	杉山 昌宏	[取締役会] 22/22回 [監査役会] 22/22回	IT業界において主に開発・営業マーケティング等に関わってきたことによる幅広い見識で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) 2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人とPwC京都監査法人との合併により名称変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬

31,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

31,000千円

(注) 1.会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務執行状況や監査時間、報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2.当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合や、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの行政処分を受けた場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合においては、監査役会の選定した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を説明いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合能力の観点から監査を遂行するのに十分かどうか等、監査実施の有効性及び効率性をもって、再任・不再任を判断いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が定める内部統制システム構築の基本方針は、以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 当社は、法令をはじめ、「文書管理規程」「情報セキュリティ実施マニュアル」その他社内規程に基づき、情報の保存・管理を行う。
 - 2) 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する全社的な統括を行う責任者を取締役より任命する。
 - 3) 統括責任者は、取締役の職務執行に係る情報を社内規程に基づいて記録として保存・保管する。
 - 4) 保管される記録は、随時、取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な検索性の高い状況で保存・保管する。
 - 5) 情報セキュリティ基本方針、プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に倣い、情報の保存・管理・伝達に適切な体制を構築する。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 企業の目的並びに事業の目的に多大な影響を与える可能性のある事象(リスク)を以下のように区分し、管理体制を構築する。
財務報告リスク、品質リスク、情報セキュリティリスク、労務リスク、法的リスク、環境リスク、事業継続リスク、人的資源リスク、財務リスク
 - 2) 「リスク管理規程」に基づき、財務報告リスクマネジメントシステムを指揮するため、リスク管理委員会を組織し、財務リスクに対する評価を行い、リスクの回避・低減させる対応を取る。
 - 3) 使用人による情報漏洩による不正行為抑制のため、「秘密管理規程」、「懲罰規程」を定め、更に社内規程遵守誓約書の自署提出を求める。
 - 4) デジタル情報に関するリスク管理は、情報漏洩ルートが的確に把握できるシステムを構築し、かつ社内研修の実施により抑止力機能を持たせる。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - 2) 全取締役は、当社業務をそれぞれ所管し、適切に進捗状況を確認し、業務執行に関する効率化を図る。
 - 3) 業務運営については、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。
 - 4) 各部門は、その目標達成に向けて具体的な施策を立案し実行する。
 - 5) 効率的な職務執行のため、「職務分掌規程」、「職務権限規程」により必要な職務の範囲及び権限を明確にする。
 - 6) 環境変化に対応するため、機動的な組織変更を実施する。

- ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 法令及び定款に適合すべく社内規程の見直しを随時行い、必要に応じ社内教育を実施し、使用人による業務執行に対する意識を高める。
 - 2) 「取締役会規程」、「監査役会規程」、「社員就業規程」において、業務の適正な執行に対する体制を定義する。
 - 3) 法令遵守体制を堅持するために、使用人は、社内規程遵守誓約書に署名捺印をもって提出するものとする。
 - 4) コンプライアンス通報制度を構築し、法令及び定款遵守の推進については、役員及び社員等が、それぞれの立場で自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。
 - 5) 内部監査体制を構築し、業務執行の適法性を監査する。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (ア) 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に関する業務を所管する取締役（所管取締役）が担当する。
 - (イ) 所管取締役は、必要に応じて関係会社に対し書類等の提出を求め、関係会社の経営内容の把握に努める。
 - 2) 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) 「経理規程」に則った経理処理を求め、月次での報告を受ける。
 - (イ) 関係会社は「リスク管理規程」に基づき、財務報告リスクへの対策実施状況及び有効性をリスク管理委員会にて説明し、その評価を行う。
 - 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (ア) 関係会社の経営は、その自主性を尊重しつつ、相互信頼による共存共栄を基本とする。
 - (イ) 重要案件については、取締役会の事前協議を行う。
 - 4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 企業集団の事業に関して所管する取締役を置くと共に、子会社に対して法令遵守体制を構築する権限と責任を与える。
 - (イ) 子会社が構築する法令遵守体制について、当社管理本部がこれを横断的に推進し管理する。
 - (ウ) (イ) の管理において監査を実施する場合には、当社の「内部監査規程」を準用する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役を補助すべき使用人は、内部監査室の社員とする。
- ⑦ 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
内部監査室の社員に対する人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとする。
- ⑧ 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助すべき使用人に対して監査役は、監査業務に必要な指揮命令権を有する。

- ⑨ 監査役への報告に関する体制
- 1) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - (ア) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に従い、直ちに監査役に報告する。
 - (イ) 認識するリスクに対して内部監査室による内部監査を行い、内部監査室は、その結果を監査役会に報告する。
 - (ウ) 財務報告については、監視部門であるリスク管理委員会による分析を行い、その結果を監査役会に報告する。
 - (エ) 使用人による内部通報については、通報の調査機関であるコンプライアンス委員会からリスク管理委員会に報告する。
 - 2) 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者に相当する者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
 - (ア) 子会社の担当取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
 - (イ) 子会社の財務報告については、子会社の担当部門からの報告により監視部門であるリスク管理委員会による分析を行い、その結果を監査役会に報告する。
 - (ウ) 内部通報については、通報の調査機関であるコンプライアンス委員会よりリスク管理委員会に報告する。
- ⑩ 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 「コンプライアンス通報規程」に準じ、当該報告をした者に対し、解雇その他いかなる不利益取扱いの禁止のほか、職場環境等が悪化することのないような措置を講ずる。
 - 2) 子会社の使用人に関しても、1) の扱いと同様に、不利益取扱い等に対する保護を行う。
- ⑪ 監査役職務について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 1) 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
 - 2) 緊急又は臨時的の支出が必要となった費用の前払い及び支出した費用の償還を会社に請求することができる。
 - 3) 監査費用の支出については、効率性及び適正性に留意する。
- ⑫ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役の実効性を確保するため、「監査役監査基準」、「内部監査規程」を制定する。
 - 2) 監査役は、取締役会のほか、会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する。
 - 3) 会社の重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。
 - 4) 三様監査（内部監査、監査役監査及び会計監査人監査）の意義・目的を十分理解し、三様監査間の連携及び相互補完を図る。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え及びその整備状況

- ① 当社は、政府方針である「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、その社会的責任を強く認識すると共に、反社会的勢力による経営活動への関与や、当該勢力による被害を防止し、コンプライアンス経営を徹底するため以下の基本方針を定めます。
 - 1) 反社会的勢力による不当要求に対しては、対応する役職員の安全を確保するため、組織として対応します。
 - 2) 反社会的勢力への対応に際し、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との連携強化を図ります。
 - 3) 反社会的勢力とは、取引関係はもとより、一切の関係を遮断します。
 - 4) 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶し、民事・刑事の両方面より法的対応を行います。
 - 5) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引や資金提供は行いません。
- ② 反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、社員就業規程に反社会的勢力との関わりについて定め、組織全体で取組んでいます。
 - 1) 対応部署及び不当要求防止責任者の設置状況
総務部を対応部署とし、不当要求防止責任者を中心に、事実ごとに関係部署と協議し、対応することとしています。
 - 2) 外部の専門機関との連携状況
所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携しています。
 - 3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
不当要求防止責任者が担当として、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関より反社会的勢力に対する情報の収集・管理を行っています。
 - 4) 対応マニュアルの整備及び研修活動の実施状況
マニュアルの整備を随時進めると共に、研修等により平素の啓蒙活動に努めています。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システム構築の基本方針に沿った、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は22回開催され、経営上の重要な決議を行うと共に、業績の分析・評価等を行いました。取締役会には、原則全監査役も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監査しました。
- ② 監査役会は22回開催され、取締役の業務執行に関わる監査を行いました。また、各取締役とそれぞれのテーマに応じた意見交換・議論を行っております。
下記リスク管理委員会にも出席し、情報収集を行いました。
監査計画は内部監査室と調整を行い、また監査結果は会計監査人との意見交換を行い、監査業務に反映させるよう努めました。

- ③ 内部監査を4回にわたり実施し、全社的な内部統制、業務プロセスに係る内部統制、ITシステムにおける全般統制及び業務処理統制の整備上・運用上の有効性評価、並びに社内規程に対する監査を行いました。
- ④ リスク管理委員会を4回にわたり実施し、財務報告に関する内部統制システムの整備上・運用上の有効性評価を行いました。
- ⑤ 社内規程類の制定及び見直しについては、賃金規程、内部統制活動規程、I S M S 要求管理規程をはじめとして、32規程類の制定・改定等を行いました。
- ⑥ 社内研修として、内部統制、リスク・マネジメント、情報セキュリティ、コンプライアンスを含む企業倫理に関するeラーニング研修を実施しました。
- ⑦ 反社会的勢力への対応については、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に継続加盟しております。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」は以下のとおりであります。

当社は「社員すべてが心と力を合わせ、企業の発展と成長を通じて、未来のより良い環境作りに貢献する」を経営理念としております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配するに相応しい者は、「経営理念」をはじめ、当社における「企業価値の源泉」「事業特性」「多様なステークホルダーの皆さまとの信頼関係」等を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならぬと考えております。また同時に、予見の可否に関わらず当社の存在意義を脅かし得るあらゆる状況・事態にあたっては、善良で高潔な思考をもって、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上するために必要な情報を集め、適切に判断・対応できる者でなければならぬと考えております。

一方、上場会社である当社の株式は、株主・投資家の皆さまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆さまの自由な意思により判断されるべきであると考えておりますが、株式の大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主の皆さまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

当社は、大規模買付の是非を株主の皆さまが適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会・独立した第三者の意見等を開示し、株主の皆さまの検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適宜適切な措置を講じます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の		部 額	負 債 の		部 額
科 目		金 額	科 目		金 額
【流動資産】		13,089,242	【流動負債】		6,150,666
現金及び預金		5,806,170	買掛金		1,868,510
受取手形		6,596	短期借入金		536,000
電子記録債権		41,408	1年内償還予定の社債		120,000
売掛金及び契約資産		6,841,457	1年内返済予定の長期借入金		777,360
商品及び製品		56,730	未払金		377,811
仕掛品		18,530	未払費用		189,247
前払費用		296,348	未払法人税等		514,813
未収入金		17,440	未払消費税等		579,606
その他		4,559	契約負債		455,889
【固定資産】		7,900,349	預り金		128,941
(有形固定資産)		3,548,146	賞与引当金		589,124
建物		151,812	その他		13,362
建物附属設備		239,086	【固定負債】		1,422,274
構築物		36,160	社債		40,000
車両運搬具		4,571	長期借入金		840,085
工具、器具及び備品		114,096	繰延税金負債		444,439
土地		3,002,419	長期未払金		97,750
(無形固定資産)		120,000	負債合計		7,572,941
ソフトウェア		98,968	純資産の部		
ソフトウェア仮勘定		11,718	【株主資本】		11,744,271
のれん		6,352	(資本金)		2,905,422
電話加入権		2,962	(資本剰余金)		2,177,822
(投資その他の資産)		4,232,202	資本準備金		749,999
投資有価証券		3,401,220	その他資本剰余金		1,427,822
関係会社株		120,514	(利益剰余金)		7,003,506
出資		100	その他利益剰余金		7,003,506
長期貸付金		87,000	繰越利益剰余金		7,003,506
保険積立金		398,138	(自己株式)		△342,479
その他		312,229	【評価・換算差額等】		1,672,378
貸倒引当金		△87,000	その他有価証券評価差額金		1,672,378
資産合計		20,989,592	純資産合計		13,416,650
			負債・純資産合計		20,989,592

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上		31,509,959
売上原価		27,714,691
売上総利益		3,795,267
販売費及び一般管理費		1,821,263
営業利益		1,974,004
受取利息及び配当金	23,557	
受取家賃	7,218	
助成金収入	1,160	
受取保険金	5,000	
その他の配当金	9,092	
営業外費用	4,902	50,931
支社間の利息	11,865	
社債償還利息	1,124	
貸与資産減価償却費	4,019	
貸倒損失	30,000	
固定資産除却損	947	
その他の損失	5,034	52,992
経常利益		1,971,943
保険解約返戻金	110,617	
投資有価証券売却益	1,007	111,625
特別損失	4,327	4,327
ゴルフ会員権評価損		
税引前当期純利益		2,079,241
法人税、住民税及び事業税	685,749	
法人税等調整額	△13,010	672,739
当期純利益		1,406,501

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金
					繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	2,905,422	749,999	1,417,886	2,167,886	6,140,453
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△543,448
当 期 純 利 益					1,406,501
自 己 株 式 の 処 分			9,936	9,936	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	9,936	9,936	863,053
当 期 末 残 高	2,905,422	749,999	1,427,822	2,177,822	7,003,506

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△346,454	10,867,307	1,946,817	12,814,124
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△543,448		△543,448
当 期 純 利 益		1,406,501		1,406,501
自 己 株 式 の 処 分	3,974	13,910		13,910
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△274,438	△274,438
当 期 変 動 額 合 計	3,974	876,964	△274,438	602,525
当 期 末 残 高	△342,479	11,744,271	1,672,378	13,416,650

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

A. 商品及び製品

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

B. 仕掛品

個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物 (建物附属設備は除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、取得価額100千円以上200千円未満の有形固定資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 (建物附属設備を含む) 3～50年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、販売見込期間 (3年)、また自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。なお、のれんについては、定額法により5年で償却しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度対応分の金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する、主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、顧客との取引の対価は、履行義務を充足してから通常、概ね2カ月以内で受領しております。

① 受注制作のソフトウェア開発

受注制作のソフトウェア開発では、請負契約により顧客仕様のソフトウェア開発を行っております。ソフトウェア開発の進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、一定の期間にわたり充足される履行義務として、ごく短い期間にわたり充足される履行義務を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、コスト総額の見積りに対する発生コストの割合（インプット法）で算出しております。また、ごく短い期間にわたり充足される履行義務については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② ソフトウェア開発・運用サービスの提供

ソフトウェア開発・運用サービスの提供では、システムエンジニアリング契約、派遣契約により、ソフトウェア開発・運用サービスを行っております。当該ソフトウェア開発・運用サービスでは、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供しており、一定の期間にわたり充足される履行義務として、サービスが提供される時間の経過に応じて収益を認識しております。また、サービスの時間、期間、処理量等に基づき現在までに履行が完了した部分の対価を顧客から受取る権利を有している場合には、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

③ システム保守・運用サービス

システム保守・運用サービスでは、契約期間にわたってシステム保守・運用サービスを提供しており、一定の期間にわたり充足される履行義務として、経過期間に基づき収益を認識しております。

④ ライセンス・製品機器等の販売

ライセンス・製品機器等の販売等では、顧客への引渡後、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断していることから、一時点で充足される履行義務として、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

コスト総額の見積りに基づくインプット法による収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 1,997,250千円

(注) 上記の金額は、受注制作のソフトウェア開発のうち、インプット法により収益を認識した案件を対象に記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社のシステム開発に係る収益の計上基準のうち、受注制作のソフトウェアに該当する一部の案件について、一定の期間にわたり充足される履行義務として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、コスト総額の見積りに対する発生コストの割合（インプット法）で算出しております。

当事業年度に当該インプット法に基づき認識した収益の金額1,997,250千円のうち、当事業年度末現在において完全に履行を充足していない案件は558,964千円であります。

インプット法の適用にあたっては、当事業年度末におけるコスト総額の見積りに基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積る必要があります。

インプット法による収益認識の基礎となるコスト総額の見積りは、契約ごとのプロジェクト実行予算計画を作成して見積りを行っており、コスト総額の見積りの妥当性については、受注決裁にあたり、独立した事業部においてその合理性について検証を行うと共に、プロジェクト実行予算と実際発生コストのモニタリングによるコスト総額の見積りの見直しについて検証を行っております。

プロジェクト実行予算の作成にあたり、過去の類似案件の経験等を基に、社内で掛かる工数及び協力会社への外注委託する工数を契約ごとに見積っており、開発のために必要となる作業内容及び工数の見積りに不確実性を伴うため、見積りの変動を生じさせるような事象が発生した場合、当社の業績を変動させる可能性があります。

また、損失の発生が見込まれる契約について、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては損失見込額がないため計上しておりません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供されている資産

建	物	149,166千円
建	物 附 属 設 備	85,362千円
構	築 物	647千円
土	地	3,002,419千円
投	資 有 価 証 券	821,546千円
計		4,059,142千円

担保付債務

短	期 借 入 金	286,000千円
長	期 借 入 金	1,384,015千円
計		1,670,015千円

(注) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,519,496千円

(3) 関係会社に対する金銭債務 (区分表示したものを除く)
短期金銭債務 45,770千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「9. 収益認識に関する注記」に記載しております。

(2) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕 入 高	354,686千円
そ の 他	16,457千円

(3) 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額 73,962千円

(4) 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

建 物 附 属 設 備	410千円
ソ フ ト ウ エ ア	386千円
工 具、器 具 及 び 備 品	151千円
計	947千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式数の総数
発行済株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	16,292,942	—	—	16,292,942

- (2) 当事業年度の末日における自己株式数の総数
自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,199,462	—	13,800	1,185,662

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 13,800 株

- (3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	452,804	30.00	2023年3月31日	2023年6月30日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	90,643	6.00	2023年9月30日	2023年12月11日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	483,432	32.00	2024年3月31日	2024年6月28日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	180,389千円
前渡金償却	83,286千円
未払事業税	38,400千円
長期未払金	29,931千円
未払費用（社会保険料賞与分）	26,509千円
貸倒引当金	26,639千円
投資有価証券評価損	22,078千円
ゴルフ会員権評価損	11,391千円
その他	33,473千円
繰延税金資産小計	452,099千円
評価性引当額	△189,069千円
繰延税金資産合計	263,030千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	707,469千円
繰延税金負債合計	707,469千円
繰延税金負債純額	444,439千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、中・長期の資金調達については金融機関からの借入や社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。投機的な取引及び短期的な売買損益を得るための取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、取引先企業との主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。ゴルフ会員権は市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主にオフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。貸付金は取引先企業等に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払費用及び預り金は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に営業活動に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で3年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

A. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における各担当部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、貸付金については、主要な貸付先の回収状況等が、貸付金規程及び契約に従って回収されていることを、経理部が定期的にモニタリングしております。

B. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

C. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部において適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち42.3%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①投資有価証券			
その他有価証券（*2）	3,336,444	3,336,444	－
②ゴルフ会員権（*3）	28,689	35,845	7,155
③敷金及び保証金（*4）	253,954	246,138	△7,815
④長期貸付金	87,000	87,000	－
貸倒引当金（*5）	△87,000	△87,000	－
	0	0	－
資産計	3,619,088	3,618,428	△660
①社債（*6）	160,000	159,400	△599
②長期借入金（*6）	1,617,445	1,617,257	△187
負債計	1,777,445	1,776,657	△787

(*1) 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金及び契約資産」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」「未払消費税等」「未払費用」「預り金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当事業年度
非上場株式	64,775
関係会社株式	120,514

(*3) ゴルフ会員権は貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。

(*4) 敷金及び保証金は貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。

(*5) 長期貸付金に関しましては、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*6) 社債及び長期借入金に関しましては、1年内償還予定の社債及び1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,806,170	—	—	—
受取手形	6,596	—	—	—
電子記録債権	41,408	—	—	—
売掛金及び契約資産	6,841,457	—	—	—
長期貸付金	—	87,000	—	—
合計	12,695,633	87,000	—	—

(注2) 社債及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	536,000	—	—	—	—	—
社債	120,000	40,000	—	—	—	—
長期借入金	777,360	586,692	253,393	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	3,336,444	—	—	3,336,444
資産計	3,336,444	—	—	3,336,444

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
ゴルフ会員権	—	35,845	—	35,845
敷金及び保証金	—	246,138	—	246,138
長期貸付金	—	87,000	—	87,000
貸倒引当金	—	△87,000	—	△87,000
資産計	—	281,983	—	281,983
社債	—	159,400	—	159,400
長期借入金	—	1,617,257	—	1,617,257
負債計	—	1,776,657	—	1,776,657

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

投資有価証券

投資有価証券の時価は、株式は取引所の価格によっているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

その他有価証券として保有する株式の種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	856,666	3,241,083	2,384,416
	(2) その他	—	—	—
	小計	856,666	3,241,083	2,384,416
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	99,929	95,361	△4,567
	(2) その他	—	—	—
	小計	99,929	95,361	△4,567
合計		956,596	3,336,444	2,379,848

ゴルフ会員権

ゴルフ会員権は、ゴルフ会員権取扱店（インターネットサイト含む）等の相場価格等を用いて評価しておりますが、その時価は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計を、当該貸付金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて、貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

負債

社債及び長期借入金

当社の社債及び長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規社債の発行又は新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、社債及び長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は、発行後大きく異なることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

8. 持分法損益等に関する注記

(1) 関連会社に関する事項

① 関連会社に対する投資の金額	85,514千円
② 持分法を適用した場合の投資の金額	235,530千円
③ 持分法を適用した場合の投資利益の金額	22,361千円

(2) 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
一時点で移転される財又はサービス(注)	12,965,286千円
一定期間にわたり移転される財又はサービス	18,544,672千円
顧客との契約から生じる収益	31,509,959千円

(注) 一時点で移転される財又はサービスの金額には、一定期間にわたり充足される履行義務で、ごく短い期間にわたり充足される履行義務に該当する金額を含めて表示しております。

(2) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	5,572,848千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	6,340,047千円
契約資産 (期首残高)	416,160千円
契約資産 (期末残高)	549,414千円
契約負債 (期首残高)	299,833千円
契約負債 (期末残高)	455,889千円

契約資産は、顧客との契約について期末日時点で完了しているが未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に履行義務が充足される契約において、顧客からの前受対価に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1年以内	5,723,223千円
1年超	906,026千円
合計	6,629,249千円

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	888.09円
1株当たり当期純利益金額	93.13円

(注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益(千円)	1,406,501
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,406,501
普通株式の期中平均株式数(千株)	15,101

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額(千円)	13,416,650
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	13,416,650
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	15,107

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社フォーカスシステムズ
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 林 壮 一 郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 臼 杵 大 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フォーカスシステムズの2023年4月1日から2024年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2024年5月27日

株式会社フォーカスシステムズ 監査役会

常勤監査役 七井 孝 司 ㊟

常勤監査役 吉野 充 ㊟

社外監査役 中村 清 司 ㊟

社外監査役 杉山 昌 宏 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図



会場

東京都港区芝浦三丁目1番21号

msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階

TKPガーデンシティPREMIUM田町

TEL 03 (5439) 6119



最寄りの駅

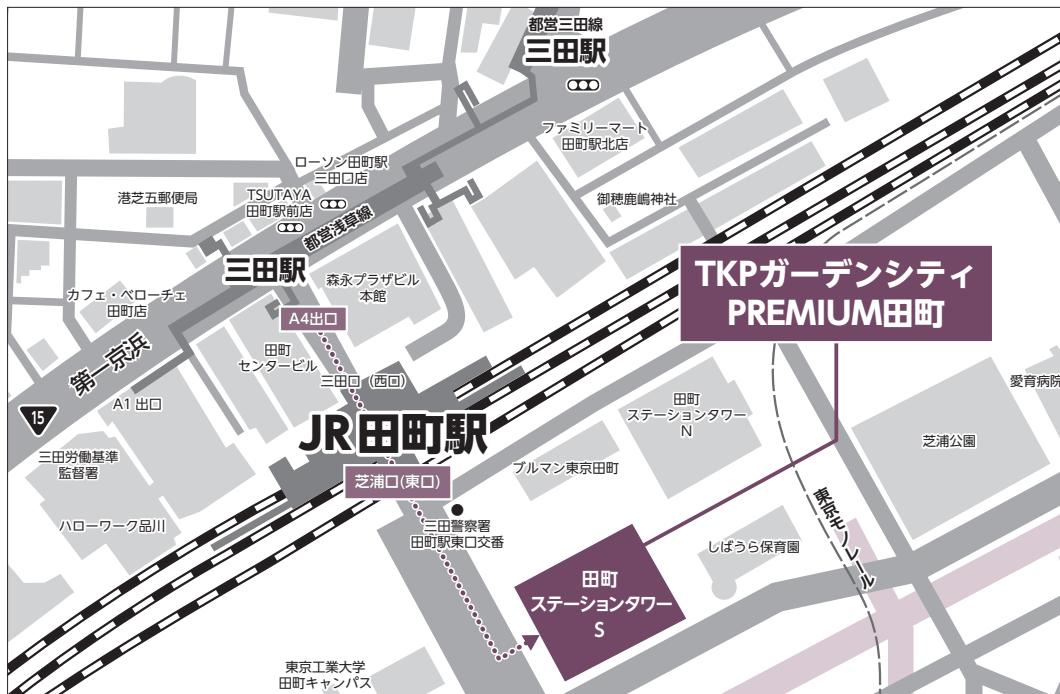
J R線田町駅(芝浦口(東口))

…………… 徒歩1分

都営地下鉄浅草線、三田線

三田駅(A4出口)

…………… 徒歩3分



※会場には本総会専用専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。